



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

### 規

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則  
 [保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課] 2360

### 告 示

指定管理者の指定（中突堤中央ターミナルほか）[みなと総局みなと振興部経営課] 2362  
 有料公園の供用時間の変更（布引公園）  
 [建設局公園砂防部管理課] 2362

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定  
 [保健福祉局障害福祉部こころの健康センター] 2362

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第63条第1項に規定する指定自立支援医療機関の廃止  
 [保健福祉局障害福祉部こころの健康センター] 2363

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく制限区域の設定（ポートアイランド地区PI-M岸壁前泊地）  
 [みなと総局みなと振興部海務課] 2363

地縁による団体についての告示事項の変更（北自治会）  
 [市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課] 2363

神戸市教育委員会の委員の任命  
 [行財政局職員部人事課] 2364

地縁による団体の認可（神戸北町大原1丁目自治会）  
 [市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課] 2364

地縁による団体の認可（神戸北町大原2丁目自治会）  
 [市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課] 2365

地縁による団体の認可（神戸北町大原3丁目自治会）  
 [市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課] 2366

放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局西部建設事務所] 2367

放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局東部建設事務所] 2368

放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局中部建設事務所] 2369

放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局垂水建設事務所] 2371

道路法による道路の区域の変更及びその供用開始（市道赤塚山2号線）  
 [建設局道路部管理課] 2372

道路法による道路の区域の変更及びその供用開始（市道西垂水30号線）  
 [建設局道路部管理課] 2373

身体障害者福祉法による指定及び指定を辞退した医師  
 [保健福祉局障害福祉部心身障害福祉センター] 2373

神戸市立須磨海づり公園及び神戸市立平磯海づり公園の休園並びに神戸市立水産体験学習館の休館  
 [産業振興局農水産課] 2380

生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項による指定医療機関の事業の廃止  
 [保健福祉局総務部保護課] 2380

生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項による医療機関の指定  
 [保健福祉局総務部保護課] 2381

生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項による指定医療機関の名称等の変更  
 [保健福祉局総務部保護課] 2381

生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項による指定医療機関の事業の休止  
 [保健福祉局総務部保護課] 2382

生活保護法第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項による指定施術者の事業の廃止 [保健福祉局総務部保護課] 2382

生活保護法第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項による施術者の指定 [保健福祉局総務部保護課] 2382

生活保護法第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項による施術所の名称等の変更 [保健福祉局総務部保護課] 2383

生活保護法第54条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項による介護機関の指定 [保健福祉局総務部保護課] 2383

生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項による指定介護機関の名称等の変更 [保健福祉局総務部保護課] 2384

生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項による指定介護機関の事業の休止 [保健福祉局総務部保護課] 2385

**公 告**

一般競争入札による契約の締結「中財産区」所有土地の売払い [行財政局財政部管財課] 2386

一般競争入札による契約の締結（土地の売払い） [行財政局財政部管財課] 2388

事業計画の変更（新長田駅北地区震災復興土地区画整理事業） [都市計画総局市街地整備部都市整備課] 2391

事業計画の変更（浜山地区土地区画整理事業） [都市計画総局市街地整備部浜山都市整備課] 2391

事業計画の変更（浜山地区土地区画整理事業）に伴う図書の写しの縦覧 [都市計画総局市街地整備部浜山都市整備課] 2391

兵庫ふ頭の区域の港湾関連用地の借受人の公募 [みなと総局経営企画部企業誘致課] 2391

大規模小売店舗立地法による届出及び添付書類の縦覧（大丸ビーコック明舞店） [産業振興局商業課] 2392

農用地利用集積計画の決定 [産業振興局農政計画課] 2394

開発行為に関する工事の完了（須磨区神の谷） [建設局総務部宅地開発指導課] 2396

開発行為に関する工事の完了（垂水区小束台） [建設局総務部宅地開発指導課] 2396

開発行為に関する工事の完了（西区榎野台2丁目の一部のうち3工区） [建設局総務部宅地開発指導課] 2397

物品の売却について（船舶係留用台船） [行財政局財政部経理課] 2397

都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧（神戸国際港都建設計画用途地域） [都市計画総局計画部計画課] 2400

都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧（神戸国際港都建設計画高度地区） [都市計画総局計画部計画課] 2400

都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧（神戸国際港都建設計画防火地域及び準防火地域） [都市計画総局計画部計画課] 2401

都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧（神戸国際港都建設計画特別緑地保全地区） [都市計画総局計画部計画課] 2401

都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧（神戸国際港都建設計画防砂の施設） [都市計画総局計画部計画課] 2402

都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧（神戸国際港都建設計画生産緑地地区） [都市計画総局計画部計画課] 2402

都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧（神戸国際港都建設計画下水道） [都市計画総局計画部計画課] 2403

都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧（神戸国際港都建設計画公園） [都市計画総局計画部計画課] 2403

都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧（神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業） [都市計画総局計画部計画課] 2404

都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧（神戸国際港都建設計画地区計画） [都市計画総局計画部計画課] 2404

都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧（神戸国際港都建設計画地区計画） [都市計画総局計画部計画課] 2405

都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧  
(神戸国際港都建設計画地区計画)  
[都市計画総局計画部計画課] 2405

**区 役 所**

臨時運行許可番号標の失効  
[長田区まちづくり推進部市民課] 2406

臨時運行許可番号標の失効  
[長田区まちづくり推進部市民課] 2406

**選 挙 管 理 委 員 会**

選挙管理委員会委員長の選任  
[選挙管理委員会事務局] 2406

選挙管理委員会委員長の職務を代理する委員  
の指定 [選挙管理委員会事務局] 2407

## 規 則

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

神戸市長 矢田 立郎

### 神戸市規則第38号

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）の一部を次のように改正する。  
第7条の次に次の2条を加える。

（出産育児一時金の加算のための特別の事由）

第7条の2 条例第9条第1項ただし書に規定する特別の事由に該当するときは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると市長が認めるときとする。

(1) 病院，診療所，助産所その他の者（以下「病院等」という。）であつて、次のア及びイのいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であること。

ア 当該病院等による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第86条の2の基準に該当する出産に限る。）に係る事故（同規則第86条の3の事由により発生したものを除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻にかかり、同規則第86条の4の程度の障害の状態となつたものをいう。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて同規則第86条の5の要件に該当するもの（次号において「特定出産事故に係る保険契約」という。）が締結されていること。

イ 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、健康保険法施行規則第86条の6の措置を講じていること。

(2) 条例第9条第1項ただし書の加算された額の支給を受けようとする者が、産科医療補償制度登録証（前号ア及びイのいずれにも該当する病院等が特定出産事故に係る保険契約の締結に伴い妊娠後22週目に達する日までに当該妊婦に対して交付する書面をいう。）を有していること。

2 市長は、条例第9条第1項ただし書の加算された額の支給を受けようとする者に対し、必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（出産育児一時金の加算額）

第7条の3 条例第9条第1項ただし書に規定する規則で定める額は、3万円とする。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号

会計室審査印

受付番号

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

注意事項

神戸市国民健康保険条例第9条第1項の規定により、次のとおり出産育児一時金の支給を申請します。

1 健康保険法、船員保険法又は各種共済組合法の規定により出産育児一時金に相当する給付を受けることができる場合は、国民健康保険法の規定による出産育児一時金の支給を受けることができません。

2 生まれた子が国民健康保険に加入するときは、その子の「資格異動届」を同時に提出してください。上記の提出の際には、被保険者証を持参してください。

3 母子手帳又は出生届(死産届)を持参してください。持参できない場合は、医師又は助産師の証明をとってください。

4 産科医療補償制度に加入している病院等で出産した方は、これを確認できる書類を持参してください。

5 出生届一人につきこの申請書一通提出してください。

6 保険料を滞納している世帯については、出産育児一時金の支給を受けられない場合がありますので、必ず保険料を完納のうえ申請してください。

被保険者証番号			
出産に関する事項	出産をした被保険者の氏名	世帯主との関係	
	出産年月日	年 月 日	
	生まれた子の名前	世帯主との関係	
	出産の種類	正常・早産・死産 人工中絶・流産・双生児 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">○印をしてください。</span>	
申請金額		円	
医師又は助産師の証明欄	上記出産の事実(妊娠 日 週)を証明します。 年 月 日 出生した病院等 住 所 氏 名 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>		
神戸市 区長 あて		年 月 日	
申請者住所(世帯主)		氏名 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span> 電 話 ( - )	

口座振替	銀行名	銀行		本店支店	備考
	支店名				
	銀行コード				
	支店コード				
預金種別	1	普通	口座番号		
	2	当座			
預金種別	4	貯蓄			
	9	その他			
口座名義人(カタカナ)					

処理欄	給付記録	未納	資格		事実確認			
		確認	社保	資格	母子	出生	住民票	その他
		有・無	確認	確認	手帳	死産		
添付書類		・母子手帳・被保険者証・医師又は助産師の証明・住民票・その他						

## 附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成21年 1月 1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則による改正後の神戸市国民健康保険条例施行規則の規定は、平成21年 1月 1日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

## 告 示

## 神戸市告示第574号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月26日

神戸市長 矢 田 立 郎

公の施設	指定管理者	指定期間
神戸市中央区波止場町 中突堤中央ターミナル	大阪市北区中之島3丁目6番32号 商船三井興産株式会社 代表取締役 高梨 芳男	平成21年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで
神戸市中央区東川崎町 1 丁 目 ハーバーランド広場	東京都中央区京橋3丁目12番2号 大成サービス株式会社 代表取締役 日比野 宏明	
神戸市中央区波止場町 震災メモリアルパーク	神戸市中央区波止場町 2 番 2 号 社団法人神戸港振興協会 理事 鵜崎 功	

## 神戸市告示第575号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年 3月規則第117号）第 5 条第 3 項の規定により、布引公園について平成21年 1月 1日(木)の供用時間を午前 6 時から午後 5 時までとする。

平成20年12月26日

神戸市長 矢 田 立 郎

## 神戸市告示第576号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示します。

平成21年 1月 5日

神戸市長 矢 田 立 郎

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
イムノファーマシー 三宮南薬局	神戸市中央区磯辺通3丁目2番11号 三宮ファーストビル1階	精神通院 医療	平成21年1月1日
ナガタ薬局西代店	神戸市長田区御屋敷通3丁目1番34号 サントウンアコルデ1F	精神通院 医療	平成21年1月1日
西神中央ナチュラル ーさくら薬局	神戸市西区糺台5丁目5番地2 ナチュラルー西神中央2-205	精神通院 医療	平成21年1月1日
ハートフルケア訪問 看護ステーション	神戸市須磨区北落合4丁目5番	精神通院 医療	平成21年1月1日

### 神戸市告示第577号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第63条第1項に規定する指定自立支援医療機関の廃止の届出があったので、同法第69条の規定により次のとおり公示します。

平成21年1月5日

神戸市長 矢田立郎

名称	所在地	自立支援医療の種類	廃止年月日
イムノファーマシー 三宮南薬局	神戸市中央区磯辺通3丁目2番11号 三宮ファーストビル1階	精神通院 医療	平成20年12月31日
ポラム薬局	神戸市長田区林山町1番地41	精神通院 医療	平成19年12月1日

### 神戸市告示第578号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第37条に基づき、同法施行規則第65条第2項に定める制限区域について、以下のとおり設定したので告示する。

平成21年1月5日

神戸港港湾管理者

神戸市長 矢田立郎

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第2条第1項に規定する国際航海船舶が停泊している場合においては、(1)に接続する同法第29条に規定する重要国際埠頭施設についてはその前面60メートル以内の範囲

- (1) ポートアイランド地区PI - M岸壁前泊地

### 神戸市告示第579号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月5日

神戸市長 矢田立郎

#### 1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称

北自治会

(2) 事務所

神戸市西区神出町北395番地

(3) 代表者の氏名

田中 敏憲

(4) 代表者の住所

神戸市西区神出町北344番地の12

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「室山 八郎」を「田中 敏憲」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区神出町北93番地」を「神戸市西区神出町北344番地の12」に改める。

3 変更の年月日

平成17年 1月10日

---

**神戸市告示第580号**

平成20年12月24日付けをもって、次の者を神戸市教育委員会の委員に任命した。

平成21年 1月 7日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市須磨区若木町 3丁目 6番 5号

山 口 芳 弘

---

**神戸市告示第581号**

地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成21年 1月 7日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 名称

神戸北町大原 1丁目自治会

2 規約に定める目的

本会は、神戸北町大原 1丁目地区の住民相互の親睦を図るとともに、同地区の環境を高度に維持促進するために、住み良い街づくりに貢献することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 関係行政機関との連携調整ならびに資料の交換または配布
- (2) 集会場の維持管理運営
- (3) 道路の清掃及び公園・沿道の草刈り及び公園・沿道の清掃
- (4) ゴミ収集所（家庭ごみ置場及び荒ごみ置場）清掃
- (5) 建築協定委員会の運営
- (6) 本会の組織下にある各部会の認可，統轄，指導又は研修補助等
- (7) 防犯灯の管理
- (8) その他本会の目的達成に必要な業務もしくは事業の遂行

3 区域

神戸市北区大原 1丁目 1番 1号を除く 1丁目の全域とする。

4 主たる事務所

神戸市北区大原 1 丁目 7 番 2 号

5 代表者の氏名

久保 文子

6 代表者の住所

神戸市北区大原 1 丁目 6 番 9 号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 規約に定めた解散の事由

本会は総会において会員の 4 分の 3 の同意により解散する。

11 認可年月日

平成20年12月26日

### 神戸市告示第582号

地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成21年 1 月 7 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 名称

神戸北町大原 2 丁目自治会

2 規約に定める目的

本会は、神戸北町大原 2 丁目地区の住民相互の親睦を図るとともに、同地区の環境を高度に維持促進するために、住みよい街づくりに貢献することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 関係行政機関との連携調整並びに資料の交換又は配布
- (2) 集会所の維持管理運営
- (3) 道路、公園、沿道の清掃及び公園、緑道の草刈
- (4) ゴミ収集所（家庭ゴミ置場及び荒ゴミ置場）の清掃
- (5) 建築協定委員会の運営
- (6) 本会の組織下にある各部会の許可、統括、指導または研修補助等
- (7) 防犯灯の管理
- (8) その他本会の目的達成に必要な業務もしくは事業の遂行

3 区域

神戸市北区大原 2 丁目全域とする。

4 主たる事務所

神戸市北区大原 3 丁目20番 1 号

5 代表者の氏名

杉村 雅宏

6 代表者の住所

神戸市北区大原 2 丁目 7 番 4 号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

- 8 職務代行者の選任  
なし
- 9 代理人  
なし
- 10 規約に定めた解散の事由  
本会は、総会において第一種会員の4分の3以上の同意により解散する。
- 11 認可年月日  
平成20年12月26日

### 神戸市告示第583号

地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月7日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 名称  
神戸北町大原3丁目自治会
- 2 規約に定める目的  
本会は、神戸北町大原3丁目地区の住民相互の親睦を図るとともに、同地区の環境を高度に維持促進するために、住み良い街づくりに貢献することを目的とし、次の事業を行う。
  - (1) 関係行政機関との連携調整並びに資料の交換又は配布
  - (2) 集会所の維持管理運営
  - (3) 道路・公園・沿道の清掃及び公園等の草刈り
  - (4) ゴミ収集所（家庭ごみ置場及び荒ごみ置場）清掃
  - (5) 建築協定委員会の運営
  - (6) 本会の組織下にある各部会の認可、統轄、指導又は研修補助等
  - (7) 防犯灯の管理
  - (8) その他本会の目的達成に必要な業務若しくは事業の遂行
- 3 区域  
神戸市北区大原3丁目17番1号を除く3丁目の全域とする。
- 4 主たる事務所  
神戸市北区大原3丁目20番1号
- 5 代表者の氏名  
馬場 栄二
- 6 代表者の住所  
神戸市北区大原3丁目15番18号
- 7 裁判所による代表者の職務執行の停止  
なし
- 8 職務代行者の選任  
なし
- 9 代理人  
なし
- 10 規約に定めた解散の事由  
本会は、総会において第1種会員の4分の3の同意により解散する。
- 11 認可年月日

平成20年12月26日

**神戸市告示第590号**

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢田 立郎

1 自転車等の保管及び返還の場所，自転車等が置かれ，又は放置されていた場所，撤去し，及び保管した自転車等の台数，撤去し，及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 北保管所及び岡場保管所

ア 自転車等を撤去し，及び保管した日から起算して7日以内

（ア）月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで

イ 自転車等を撤去し，及び保管した日から起算して8日以降

（ア）火曜日 午後3時から午後7時まで

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで

(2) 月が丘保管所

ア 自転車等を撤去し，及び保管した日から起算して7日以内

（ア）月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで

イ 自転車等を撤去し，及び保管した日から起算して8日以降

（ア）水曜日 午後3時から午後7時まで

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで

(3) 前2号に掲げる自転車等の保管所以外の自転車等の保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は，当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは，その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは，当該自転車等の所有権は，本市に帰属する。

## 別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区駒栄町1丁目2番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 89台 原動機付自転車 1台	平成20年12月2日	須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話 742-2424
	長田区管内長期放置	自転車 6台		
須磨区中落合2丁目1番 名谷保管所	名谷駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 8台	平成20年12月3日	
	須磨区管内長期放置	自転車 5台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 32台 原動機付自転車 4台	平成20年12月4日	
長田区駒栄町1丁目2番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 59台	平成20年12月8日	
	長田区管内長期放置	自転車 3台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 1台	平成20年12月9日	
長田区駒栄町1丁目2番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 10台	平成20年12月10日	
	長田区管内長期放置	自転車 2台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	板宿駅(南)周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 2台	平成20年12月11日	
	長田区管内長期放置	自転車 9台		
須磨区中落合2丁目1番 名谷保管所	名谷駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 2台	平成20年12月12日	
	須磨区管内長期放置	自転車 1台		
須磨区須磨浦通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車 等放置禁止区域	自転車 21台	平成20年12月16日	
	須磨区管内長期放置	自転車 1台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	板宿駅(南・北)周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 51台	平成20年12月17日	
	長田区管内長期放置	自転車 8台		
長田区駒栄町1丁目2番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 6台	平成20年12月18日	
	長田区管内長期放置	自転車 61台		

## 神戸市告示第591号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号)第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月20日

神戸市長 矢田立郎

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先  
別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)
- 3 返還事務を行う時間
  - (1) 魚崎浜保管所及び稗原保管所
    - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
    - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 42台 原動機付自転車 7台	平成20年12月1日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854 - 2191
	稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神御影駅周辺自転車等放置 禁止区域		
阪急御影駅周辺自転車等放置 禁止区域		自転車 7台 原動機付自転車 2台	平成20年12月4日	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪神魚崎駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 23台		
	阪神青木駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 15台		
	阪神深江駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 10台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	J R灘駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 1台	平成20年12月8日	
	阪急王子公園駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 1台		
	阪神大石駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 5台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪急岡本駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 23台 原動機付自転車 3台	平成20年12月10日	
	J R摂津本山駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 37台 原動機付自転車 1台		
	J R甲南山手駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 9台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神新在家駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 2台	平成20年12月11日	
	J R六甲道駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 87台 原動機付自転車 17台		
	阪急六甲駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 2台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 43台 原動機付自転車 7台	平成20年12月18日	
	灘区・東灘区長期放置	自転車 87台 原動機付自転車 6台		

神戸市告示第592号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢田立郎

- 1 自転車等の保管及び返還の場所，自転車等が置かれ，又は放置されていた場所，撤去し，及び保管した自転車等の台数，撤去し，及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間

- (1) 北保管所及び岡場保管所
  - ア 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して7日以内
    - (ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
    - (イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで
  - イ 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して8日以降
    - (ア) 火曜日 午後3時から午後7時まで
    - (イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで
- (2) 月が丘保管所
  - ア 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して7日以内
    - (ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
    - (イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで
  - イ 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して8日以降
    - (ア) 水曜日 午後3時から午後7時まで
    - (イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで
- (3) 前2号に掲げる自転車等の保管所以外の自転車等の保管所
  - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
  - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問 い 合 わ せ 先
中央区小野浜町2番21号 三宮保管所	三宮駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 48台	平成20年12月2日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所
		原動機付自転車 3台		
	春日野道駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 42台	平成20年12月8日	
		原動機付自転車 4台		
	春日野道駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 5台		
	元町駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 31台		
		原動機付自転車 1台		
	三宮駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 68台	平成20年12月11日	
		原動機付自転車 13台		
元町駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 45台	平成20年12月16日		
	原動機付自転車 5台			
元町駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 48台			
	原動機付自転車 1台			
三宮駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 49台	平成20年12月18日		
	原動機付自転車 3台			
春日野道駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 11台			
中央区長期放置	自転車 158台	平成20年12月26日		
	原動機付自転車 6台			

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 112台 原動機付自転車 7台	平成20年12月1日
	兵庫駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 52台	平成20年12月4日
		原動機付自転車 2台	
	和田岬駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 5台	
	新開地駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 44台	平成20年12月10日
		原動機付自転車 1台	
	湊川駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 43台	
		原動機付自転車 2台	
	神戸駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 81台	平成20年12月15日
		原動機付自転車 8台	
	兵庫駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 62台	平成20年12月17日
		原動機付自転車 2台	
	和田岬駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 7台	
兵庫区長期放置	自転車 208台	平成20年12月26日	
	原動機付自転車 10台		

### 神戸市告示第593号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 自転車等の保管及び返還の場所，自転車等が置かれ，又は放置されていた場所，撤去し，及び保管した自転車等の台数，撤去し，保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
  - (1) 北保管所及び岡場保管所
    - ア 自転車等を撤去し，及び保管した日から起算して7日以内
      - ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
      - イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで
    - イ 自転車等を撤去し，及び保管した日から起算して8日以降
      - ア) 火曜日 午後3時から午後7時まで
      - イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで
  - (2) 月が丘保管所
    - ア 自転車等を撤去し，及び保管した日から起算して7日以内
      - ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
      - イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで
    - イ 自転車等を撤去し，及び保管した日から起算して8日以降
      - ア) 水曜日 午後3時から午後7時まで
      - イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで
  - (3) 前2号に掲げる自転車等の保管所以外の自転車等の保管所
    - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
    - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は，当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは，その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示し

なければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管および返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問 い 合 わ せ 先
垂水区西舞子 8 丁目20番19号 垂水保管所	塩屋駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 5台	平成20年12月 3 日	垂水区福田 5 丁目 6 番20号 建設局垂水建設事務所 電話 707 - 0234
	垂水区管内長期放置	自転車 3台		
	舞子駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 8台		
	垂水区管内長期放置	自転車 1台	平成20年12月 9 日	
	垂水駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 6台		
	垂水区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 2台		
	垂水駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 23台 原動機付自転車 22台	平成20年12月12日	
	垂水区管内長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 16台	平成20年12月15日	
	垂水駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 30台 原動機付自転車 12台	平成20年12月17日	
	垂水区管内長期放置	自転車 2台		
	舞子駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 3台	平成20年12月19日	
	西舞子駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 9台		
	垂水駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 18台	平成20年12月22日	
	垂水駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 4台	平成20年12月25日	
	垂水区管内長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 2台		

神戸市告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成21年1月21日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成21年2月3日まで一般の縦覧に供する。

平成21年 1月20日

神戸市  
代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	赤塚山 2 号 線	神戸市東灘区住吉山手 4 丁目 1872番161地先から 神戸市東灘区住吉山手 4 丁目 1872番161地先まで	新	27 50	最大 6.70 最小 2.80
			旧	27 50	最大 4.00 最小 2.40

**神戸市告示第595号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成21年1月21日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成21年2月3日まで一般の縦覧に供する。

平成21年 1月20日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田立郎

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	西垂水30号線	神戸市垂水区宮本町2217番地先から	新	40.60	2.50
		神戸市垂水区宮本町2222番2地先まで	旧	40.60	1.10

**神戸市告示第596号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条1項に規定する医師に指定した者、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第3条第2項の規定により指定を辞退した医師は次のとおりであるので、神戸市身体障害者福祉法施行細則第3条の規定により、勤務地の変更を届け出た者も含めて告示する。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢田立郎

## 1 法第15条第1項に規定する医師に指定した者

指定年月日	氏 名	診療科目	医療機関の所在地 医療機関の名称
平成20年12月1日	近藤 陽子	眼科	灘区篠原北町3丁目11番15号 神戸海星病院
	山本 美和		灘区船寺通5丁目2番2号 山本眼科
	広瀬 文隆		中央区港島中町4丁目6番地 神戸市立医療センター中央市民病院
	楠原 仙太郎		中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
	平見 恭彦		中央区港島南町2丁目2番 先端医療センター
	松本 玲		中央区京町74番地 レイ眼科クリニック
	尾島 知成		垂水区日向2丁目1番4号 おじま眼科クリニック
	相川 恵秀		西区白水3丁目1番8号 相川眼科

浦長瀬 昌宏	耳鼻咽喉科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
藤尾 久美		中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
藏川 涼世		須磨区磯馴町4丁目1番6号 新須磨病院
富田 博之	脳神経外科	灘区備後町3丁目2番18号 西病院
谷口 理章		中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
宮地 由樹		兵庫区大開通9丁目2番6号 吉田病院
江原 嵩	神経内科	北区有馬町字山田山1819の2 有馬温泉病院
前田 伸也		北区惣山町2丁目1番1号 社会保険神戸中央病院
大加戸 彰彦	外科	中央区熊内橋通7丁目1番13号 おおかど循環器科クリニック
住永 亮	小児科	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 神戸赤十字病院
坂井 仁美		須磨区高倉台1丁目1番1号 兵庫県立こども病院
小林 恵三	整形外科	東灘区森北町1丁目7番13号 小林整形外科クリニック
李 相亮		中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
石川 齊		中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院
古賀 敬章		中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院
岡本 恭典		兵庫区東山町3丁目3番1号 川崎病院
山崎 聡		兵庫区東山町3丁目3番1号 川崎病院
浜村 清香		西区曙町1070 リハビリテーションセンター中央病院

柱本 照	リウマチ科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
野中 英美	内科	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南病院
齊藤 直興		兵庫区上沢通3丁目1番4号 井上病院
新井 堅一	循環器科	中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼病院
當銘 克之	内科	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南病院
近藤 千香子		垂水区高丸7丁目7番24号 近藤内科医院
高田 耕二	外科	灘区神ノ木通4丁目2番15号 金沢病院
久松 千恵子	小児外科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
玉尾 夏実	呼吸器科	中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院
藤田 史郎		中央区港島南町2丁目2番 先端医療センター
笠井 由隆	呼吸器外科	中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼病院
神前 博信	内科	灘区神ノ木通4丁目2番15号 金沢病院
貝原 聡	外科	中央区港島中町4丁目6番地 神戸市立医療センター中央市民病院
山下 公大		中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
石井 正之		中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼病院
小林 真一郎		北区有野台8丁目4番の1 神戸アドベンチスト病院
岩城 隆二		垂水区上高丸1丁目3番10号 神戸徳洲会病院
山崎 隆文	泌尿器科	中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼病院

	合田 上政		兵庫区吉田町1丁目8番21号 介護老人保健施設アネシス兵庫
	小野 誠之		北区山田町下谷上字門口10番3 北都病院
	高木 志寿子		須磨区高倉台1丁目1番1号 兵庫県立こども病院
	久松 英治		須磨区高倉台1丁目1番1号 兵庫県立こども病院
	矢野 匡亮	消化器科	垂水区清水が丘2丁目5番1号 佐野病院
	長島 雅子		中央区上筒井通6丁目2番43号 神戸通信病院
	山名 順子		北区惣山町2丁目1番1号 社会保険神戸中央病院
	浜口 正輝	内科	北区桂木3丁目6番1号 浜口内科クリニック
	阿部 泰尚		中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院

## 2 令第3条第2項の規定により指定を辞退した医師

辞退年月日	氏名	診療科目	医療機関の所在地 医療機関の名称
平成20年7月31日	森井 香織	眼科	灘区篠原北町3丁目11番15号 神戸海星病院
平成20年7月31日	小笠原みえ子	眼科	灘区船寺通5丁目2番2号 山本眼科
平成20年9月10日	近藤 樹俊	内科	灘区神ノ木通4丁目2番15号 金澤病院
平成20年9月30日	進藤 秀樹	脳神経外科	灘区備後町3丁目2番18号 西病院
平成20年10月1日	増田 茂	内科	中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院
平成20年8月31日	江夏 怜	脳神経外科	中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼病院
	平林 まり	耳鼻咽喉科	
平成20年4月30日	松本 大典	循環器科	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
平成20年6月30日	岸本 芽子	小児科	神戸赤十字病院

平成20年8月31日	吉新 祥一		
平成20年9月30日	寺嶋 宏明	外科	中央区港島中町2丁目2番地 先端医療センター
	森實 飛鳥	脳神経外科	
平成20年8月31日	深野 茂	外科	兵庫区和田宮通6丁目1番34号 三菱神戸病院
平成20年9月30日	富澤 英明	整形外科	兵庫区東山町3丁目3番1号 川崎病院
平成20年9月30日	田井 裕之	脳神経外科	須磨区友が丘7丁目1番31号 新須磨リハビリテーション病院
平成20年7月31日	尾形 理江	産婦人科	垂水区清水が丘2丁目5番1号 佐野病院
平成20年10月31日	桑原 幹雄	外科	
平成20年1月31日	崎谷 満	内科	垂水区桃山台5丁目1117-1 佐野記念アットホーム
平成18年8月1日	渡邊 久	眼科	北区山田町下谷上上字門口10番3 北都病院
平成20年6月30日	北村 利華	内科	北区惣山町2丁目1番1号 社会保険神戸中央病院
平成20年7月31日	松村 享吉	内科	北区山田町小部向井谷1番1号 まつむらクリニック
平成20年7月31日	坂本 廣子	内科(呼吸器)	西区糞台5丁目7番地1 西神戸医療センター
平成20年9月30日	良原 久浩	整形外科	西区曙町1070番地 兵庫県立リハビリテーション中央病院

## 3 勤務地の変更を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更前の医療機関の所在地 変更前の医療機関の名称
			変更後の医療機関の所在地 変更後の医療機関の名称
平成19年12月31日	藤記 義一	内科	垂水区桃山台5丁目1117-1 佐野記念アットホーム

			垂水区南多聞台2丁目9番3号 介護老人保健施設 四季の郷
平成20年6月1日	赤松 浩治	消化器科	中央区中山手通2丁目4番5号 マリナーズ厚生会病院
			西区北山台3丁目1番1号 広野高原病院
平成20年7月31日	野田 太一	整形外科	中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼病院
			東灘区住吉本町1丁目7番2号 のだ整形外科クリニック
平成20年8月1日	倉田 雅之	内科	神戸市立医療センター中央市民病院 中央区港島中町4丁目6番地
			北区山田町下谷上字門口10番3 北都病院
平成20年8月25日	高田 雅美	神経内科	西区曙町1070番地 兵庫県立リハビリテーション中央病院
			垂水区東舞子町10丁目1番 たかだ内科クリニック
平成20年9月1日	生田 進一	整形外科	灘区土山町5番1号 六甲病院
			東灘区御影中町1丁目16番20 生田整形外科クリニック
平成20年9月1日	藤田 晃生	小児科	須磨区高倉台1丁目1番1号 兵庫県立こども病院
			中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 神戸赤十字病院
平成20年9月1日	佐々木 徹	内科	垂水区清水が丘2丁目5番1号 佐野病院
			垂水区舞子台2丁目9-10 佐々木内科クリニック

平成 20 年 9 月 1 日	山川 眞	外科	垂水区清水が丘 2 丁目 5 番 1 号 佐野病院
			垂水区日向 2 丁目 1 番 4 号 201 やまかわ消化器クリニック
平成 20 年 9 月 1 日	呉 玉彬	整形外科	西区枝吉 1 丁目 16 番地 みどり病院
			垂水区名谷町字梨原 2350 番地 2 名谷病院
平成 20 年 10 月 1 日	関口 兼司	神経内科	北区惣山町 2 丁目 1 番 1 号 社会保険神戸中央病院
			中央区楠町 7 丁目 5 番 2 号 神戸大学医学部附属病院
平成 20 年 10 月 1 日	森本 太郎	内科	中央区脇浜海岸通 1 丁目 3 番 1 号 神戸赤十字病院
			兵庫区菊水町 10 丁目 9 番 20 号 菊水診療所
平成 20 年 10 月 1 日	出合 輝行	外科	中央区籠池通 4 丁目 1 番 23 号 神戸労災病院
			垂水区清水が丘 2 丁目 5 番 1 号 佐野病院
平成 20 年 10 月 1 日	島 直子	整形外科	中央区楠町 7 丁目 5 番 2 号 神戸大学医学部附属病院
			西区曙町 1070 番地 兵庫県立リハビリテーション中央病院

## 4 医療機関の変更を届け出た医師

更年月日	氏名	診療科目	変更前の医療機関の所在地 変更前の医療機関の名称
			変更後の医療機関の所在地 変更後の医療機関の名称

平成 20 年 8 月 1 日	川田 哲己	外科	長田区浜添通 2 丁目 1 の 10 川田外科胃腸科
			長田区浜添通 2 丁目 1 の 7 川田外科胃腸科
平成 20 年 8 月 1 日	谷口 隆弘	内科	北区山田町小部字向井谷 1 番 1 号 まつむらクリニック
			北区山田町小部字向井谷 1 番 1 号 たにぐちクリニック
平成 20 年 8 月 7 日	垂井 康之	耳鼻咽喉科	西区池上 2 丁目 30 番 1 号
			垂井耳鼻咽喉科医院
			北区道場町日下部 1664 番地 垂井耳鼻咽喉科医院
平成 20 年 10 月 20 日	中川 修史	内科	須磨区須磨本町 1 丁目 4 番 10 号 中川クリニック
			須磨区須磨本町 1 丁目 4 番 10 号 中川内科クリニック

## 5 氏名の変更を届け出た医師

更年月日	氏名	診療科目	変更前の氏名
			変更後の氏名
平成 20 年 6 月 19 日	亀野 まみ	内科	亀野まみ
			清水まみ

**神戸市告示第597号**

神戸市立海づり公園条例施行規則（昭和51年 4月16日規則第33号）第 5 条第 1 項第 3 号の規定により，神戸市立須磨海づり公園については，平成21年 2月16日(月)及び同月18日(水)から同月20日(金)まで，神戸市立平磯海づり公園については，平成21年 2月16日(月)から同月18日(水)まで及び同月20日(金)を休園する。

神戸市立水産体験学習館条例施行規則（平成10年 3月19日規則第78号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定により，神戸市立水産体験学習館については，平成21年 2月17日(火)を休館する。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

**神戸市告示第598号**

次の指定医療機関について，生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条 4 項の規定により，当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので，生活保護法第55条の 2 の規定により告示する。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢田立郎

## 1 病院，診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
是則医院	東灘区御影郡家1丁目32番18号	平成20年11月30日
吉武内科	北区鈴蘭台北町1丁目2番2号	平成20年4月30日
藤井歯科医院	垂水区千鳥が丘1丁目1番1号	平成20年12月27日
サンワ薬局	中央区神若通6丁目1番21号	平成20年2月29日

## 神戸市告示第599号

次の医療機関について，生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の指定をしたので，生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢田立郎

## 1 病院，診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
是則医院	東灘区御影郡家1丁目32番18号	平成20年12月1日
吉武内科	北区鈴蘭台北町1丁目2番2号	平成20年5月1日
吉江歯科クリニック	西区井吹台西町3丁目5番4号	平成20年4月1日
らくじゅ薬局 神大前店	兵庫区荒田町3丁目12番13号	平成20年12月1日
スギ薬局 東垂水店	垂水区東垂水町字高丸762番地の668	平成20年12月1日
サンワ薬局	中央区神若通6丁目1番21号	平成20年3月1日
三宮ハート薬局	中央区三宮町2丁目5番1号	平成20年4月1日

## 2 指定訪問看護事業者等

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所所在地	当該指定にかかる訪問看護ステーション等の名称	当該指定にかかる訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
ハートフルケア株式会社	須磨区北落合4丁目5番	ハートフルケア訪問看護ステーション	須磨区北落合4丁目5番	平成20年11月1日

## 神戸市告示第600号

次の指定医療機関について，生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により，当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので，生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢田立郎

## 1 病院，診療所又は薬局

名称	所在地	変更年月日
(旧)医療法人社団一功会ひらいクリニック (新)フェニックス岩岡クリニック	西区岩岡町岩岡917番地の12	平成20年12月1日

**神戸市告示第601号**

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定医療機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢田 立郎

## 1 指定訪問看護事業者等

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる訪問看護ステーション等の名称	当該指定にかかる訪問看護ステーション等の所在地	休止年月日
株式会社兵庫福祉保険サービス	須磨区戎町4丁目1番17号	ほのか訪問看護ステーション	須磨区戎町1丁目2番5号	平成20年10月31日

**神戸市告示第602号**

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢田 立郎

## 1 柔道整復師

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
夜久 暁子	HMSC整骨院	須磨区前池町3丁目2番3号	平成20年6月26日

**神戸市告示第603号**

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の指定をしたので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢田 立郎

## 1 柔道整復師

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
濱田 隆一	元氣日吉整骨院	長田区日吉町6丁目2番5号	平成20年12月1日
桑形 卓男	クワガタ整骨院	兵庫区下祇園町1番10号	平成20年12月1日
夜久 暁子	HMSCマッサージ 鍼灸整骨院	須磨区前池町3丁目4番1号	平成20年6月27日
高橋 邦弥	HMSCマッサージ 鍼灸整骨院	須磨区前池町3丁目4番1号	平成20年6月27日

## 2 あんまマッサージ指圧師

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
竹内 正邦	らいふマッサージ 治療院 長田店	長田区庄山町 2 丁目 3 番 11 号	平成20年11月28日
高野 好美	高野治療院	須磨区前池町 2 丁目 5 番 5 号	平成20年11月13日

### 神戸市告示第604号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢田 立郎

#### 1 柔道整復師

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
唯 正和	(旧)唯接骨院 (新)ゆい接骨院	(旧)北区八多町中11番地の1 (新)北区八多町中881番	平成20年12月1日

### 神戸市告示第605号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の指定をしたので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢田 立郎

#### 1 居宅介護事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	指定年月日
由良 公二	垂水区桃山台 2 丁目 1188 番地の 17	ゆら歯科クリニック	垂水区福田 2 丁目 1 番 18 号	平成20年11月1日
有限会社 らくじゅ薬局	北区有野中町 1 丁目 11 番 8 号	らくじゅ薬局 神大前店	兵庫区荒田町 3 丁目 12 番 13 号	平成20年12月1日
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町 1 丁目 8 番地 4	スギ薬局 東垂水店	垂水区東垂水町字高丸 762 番地の 668	平成20年12月1日
ハートフルケア株式会社	須磨区北落合 4 丁目 5 番	ハートフルケア訪問看護ステーション	須磨区北落合 4 丁目 5 番	平成20年11月1日
有限会社コスモサービス	須磨区妙法寺字地子田 1035 番地の 2	予防デイ コスモタン	須磨区妙法寺字地子田 1035 番地の 2	平成20年 8 月 1 日

#### 2 居宅介護支援事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	指定年月日
株式会社なごみ	長田区雲雀ヶ丘2丁目2番3号	居宅介護支援事業所あさんて	兵庫区羽坂通4丁目2番26号	平成20年11月1日

## 3 介護予防事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	指定年月日
由良 公二	垂水区桃山台2丁目1188番地の17	ゆら歯科クリニック	垂水区福田2丁目1番18号	平成20年11月1日
有限会社 らくじゅ薬局	北区有野中町1丁目11番8号	らくじゅ薬局 神大前店	兵庫区荒田町3丁目12番13号	平成20年12月1日
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町1丁目8番地4	スギ薬局 東垂水店	垂水区東垂水町字高丸762番地の668	平成20年12月1日
ハートフルケア株式会社	須磨区北落合4丁目5番	ハートフルケア訪問看護ステーション	須磨区北落合4丁目5番	平成20年11月1日

## 神戸市告示第606号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

## 1 居宅介護事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定に係る介護事業所の名称	当該指定に係る介護事業所の所在地	変更年月日
医療法人社団一功会	西区岩岡町岩岡917番地の12	(旧)医療法人社団一功会ひらいクリニック (新)フェニックス岩岡クリニック	西区岩岡町岩岡917番地の12	平成20年12月1日
(旧)株式会社とあし (新)株式会社マリーゴールド	須磨区北落合4丁目5番	(旧)ベリーケアサービス (新)マリーゴールドケアサービス	須磨区神ノ谷1丁目1番77号	平成20年7月7日

## 2 居宅介護支援事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定に係る介護事業所の名称	当該指定に係る介護事業所の所在地	変更年月日
(旧)株式会社とあし (新)株式会社マリーゴールド	須磨区北落合4丁目5番	(旧)ベリーケアサービス (新)マリーゴールドケアサービス	須磨区神ノ谷1丁目1番77号	平成20年7月7日

## 3 介護予防事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定に係る介護事業所の名称	当該指定に係る介護事業所の所在地	変更年月日
医療法人社団一功会	西区岩岡町岩岡917番地の12	(旧)医療法人社団一功会ひらいクリニック (新)フェニックス岩岡クリニック	西区岩岡町岩岡917番地の12	平成20年12月1日
(旧)株式会社とあし (新)株式会社マリーゴールド	須磨区北落合4丁目5番	(旧)ベリーケアサービス (新)マリーゴールドケアサービス	須磨区神ノ谷1丁目1番77号	平成20年7月7日

## 神戸市告示第607号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定介護機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢田 立郎

## 1 居宅介護事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定に係る介護事業所の名称	当該指定に係る介護事業所の所在地	休止年月日
株式会社兵庫福祉保険サービス	須磨区戎町4丁目1番17号	ほのか訪問看護ステーション	須磨区戎町1丁目2番5号	平成20年10月31日

## 2 居宅介護支援事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定に係る介護事業所の名称	当該指定に係る介護事業所の所在地	休止年月日
株式会社兵庫福祉保険サービス	須磨区戎町4丁目1番17号	ほのか居宅介護支援事業所	須磨区戎町1丁目2番5号	平成20年10月31日

## 3 介護予防事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定に係る介護事業所の名称	当該指定に係る介護事業所の所在地	休止年月日
株式会社兵庫福祉保険サービス	須磨区戎町4丁目1番17号	ほのか訪問看護ステーション	須磨区戎町1丁目2番5号	平成20年10月31日

公 告
-----

**神戸市公告第510号**

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年12月26日

神戸市長 矢 田 立 郎

**1 入札に付する事項**

「中財産区」所有土地の売払い

所在：神戸市北区鹿の子台北町4丁目22番1・25

地目：宅地

地積：366.25㎡（実測）

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 神戸市における不動産の売払いに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると神戸市が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
  - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。
  - オ 神戸市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 買受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。
- (4) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。
  - ア 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定め違反した者。
  - イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。
  - ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。

**3 入札に必要な書類を示す場所**

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650 8570）

神戸市役所本庁舎1号館17階

神戸市行財政局財政部管財課（電話番号078 322 5142）

（以下「管財課」という。）

**4 入札の参加に関する要領の交付期間、交付場所及び交付方法****(1) 交付期間**

平成20年12月26日(金)から平成21年2月5日(木)まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

管財課

(3) 交付方法

無料交付

5 入札参加申込みの日時及び場所

(1) 入札参加申込みの日時

平成21年2月3日(火)・4日(水)・5日(木)の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込みの場所

管財課

(3) 入札参加申込みに関する事項

入札への参加は、上記5(1)の期間内に申込みをした者に限ります。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

平成21年2月25日(水)午前11時00分から

(2) 開札日時

平成21年2月25日(水)午前11時15分から

(3) 入札及び開札の場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館14階会議室

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とします。

(2) 入札に参加する者は、入札保証金を手形交換所加盟の金融機関が金融機関自身を支払人として振り出した小切手により、入札の当日に三井住友銀行神戸市役所出張所へ納付し、その領収書を入札時に提出してください。

8 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書を所定の日時を過ぎて提出したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。

(6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(7) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(8) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(9) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(11) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

9 その他

(1) 本件契約には、土地利用に関して次の条件を付します。詳細については、実施要領で確認してください。

ア 戸建て専用住宅の敷地とすること。

イ 公序良俗に反する使用の禁止。

ウ 風俗営業等の禁止。

(2) 入札方法

入札の当日に交付する入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ入札箱に投入すること。郵便による入札はできません。

(3) 落札者決定方法

落札者は、規則第10条の規定により定めた予定価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札をした者とします。落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。

(4) 契約締結の手續

地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条の5第2項及び財産区の財産の管理及び処分に関する条例（昭和39年3月条例第78号）第10条の規定により、中財産区協議会及び兵庫県知事の書面による同意後に、落札者と契約を締結します。

なお、本物件は神戸市有地ではなく「中財産区」有地であるため、「中財産区（管理者は神戸市長）」との契約になります。

(5) 入札の実施要領の内容は、神戸市ホームページで見ることができます。

（<http://www.city.kobe.jp/kanzai/urichi.html>）

## 神戸市公告第511号

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年12月26日

神戸市長 矢田 立郎

1 入札に付する事項

土地（所在、地目及び地積 別表のとおり）の売払い

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 神戸市における不動産の売払いに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると神戸市が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
  - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。
  - オ 神戸市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 買受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。
- (4) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。
  - ア 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めを違反した者。
  - イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類す

る地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。  
ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。

3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号650 8570）

神戸市役所本庁舎 1 号館17階

神戸市行財政局財政部管財課（電話番号078 322 5142）

（以下「管財課」という。）

4 入札の参加に関する要領の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

平成20年12月26日(金)から平成21年 2 月 5 日(木)まで（神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第28号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 交付場所

管財課

(3) 交付方法

無料交付

5 入札参加申込みの日時及び場所

(1) 入札参加申込みの日時

平成21年 2 月 3 日(火)・ 4 日(水)・ 5 日(木)の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 入札参加申込みの場所

管財課

(3) 入札参加申込みに関する事項

入札への参加は、上記 5 (1)の期間内に申込みをした者に限ります。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

別表のとおり

(3) 入札及び開札の場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所本庁舎 1 号館14階会議室

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の 5 以上の額とします。

(2) 入札に参加する者は、入札保証金を手形交換所加盟の金融機関が金融機関自身を支払人として振り出した小切手により、入札の当日に三井住友銀行神戸市役所出張所へ納付し、その領収書を入札時に提出してください。

8 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書を所定の日時を過ぎて提出したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して 2 通以上の入札書を提出したとき。

(5) 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。

(6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

- (7) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。  
 (8) 入札者の資格のない者が入札したとき。  
 (9) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。  
 (10) 鉛筆，シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。  
 (11) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。  
 (12) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

## 9 その他

- (1) 本件契約には，土地利用に関して次の条件を付します。詳細については，実施要領で確認してください。

ア 公序良俗に反する使用の禁止。

イ 風俗営業等の禁止。

- (2) 入札方法

入札の当日に交付する入札書に必要事項を記載し，記名押印のうえ入札箱に投入すること。郵便による入札はできません。

- (3) 落札者決定方法

落札者は，規則第10条の規定により定めた予定価格以上の価格のうち，最高の価格をもって入札をした者としします。落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは，直ちに，くじにより落札者を決定します。

- (4) 契約締結の手續

契約の締結は，落札者の決定後に引き続いて行います。

- (5) 入札の実施要領の内容は，神戸市ホームページで見ることができます。

( <http://www.city.kobe.jp/kanzai/urichi.html> )

別 表

入札及び開札			土地		
日	入札時間	開札時間	所在	現況地目	地積(平方メートル)
平成21年2月24日	午前9時30分から	午前9時45分から	神戸市長田区西代通4丁目102番10	宅地	526.43
	午前10時00分から	午前10時15分から	神戸市東灘区住吉山手4丁目1872番161	宅地	384.43
	午前10時30分から	午前10時45分から	神戸市北区谷上南町29番1	宅地	1,151.42
	午前11時00分から	午前11時15分から	神戸市西区玉津町出合字持子170番	宅地	4,085.27
平成21年2月25日	午前9時30分から	午前9時45分から	神戸市須磨区千歳町2丁目101番5	宅地	320.92
	午前10時00分から	午前10時15分から	神戸市兵庫区菊水町10丁目24番～27番のうち	宅地	1,109.67
	午前10時30分から	午前10時45分から	神戸市須磨区大池町5丁目103番4	宅地	1,061.01

**神戸市公告第512号**

平成8年7月9日付けで決定のあった神戸国際港都建設事業新長田駅北地区震災復興土地区画整理事業の事業計画を平成21年1月7日付けで変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年1月7日

神戸市長 矢田 立郎

事業施行期間についての変更に係る事項

「平成8年7月9日から平成21年3月31日まで」を「平成8年7月9日から平成22年3月31日まで」に変更

**神戸市公告第513号**

平成5年1月27日付けで決定のあった神戸国際港都建設事業浜山地区土地区画整理事業の事業計画を平成21年1月7日付けで変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により公告します。

平成21年1月7日

神戸市長 矢田 立郎

**神戸市公告第514号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第8項の規定により国土交通大臣から神戸国際港都建設事業浜山地区土地区画整理事業の施行地区及び設計の概要についての変更を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第13項において準用する同条第10項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、当該図書を次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成21年1月7日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 縦覧場所  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所本庁舎2号館5階  
神戸市都市計画総局市街地整備部浜山都市整備課
- 2 縦覧時間  
午前8時45分から午後5時30分まで

**神戸市公告第515号**

兵庫ふ頭の区域の港湾関連用地の借受人を次のとおり公募します。

平成21年1月7日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

- 1 貸付けに係る土地の場所  
神戸市兵庫区築地町24番のうち
- 2 貸付けに係る土地の面積  
1区画 約62平方メートル
- 3 公募期間

平成21年 1月22日(木)から平成21年 1月28日(水)まで

#### 4 借受人の決定

借受人は、別途配布する申込書の内容にもとづき、選考のうえ、追って申込者に通知します。

#### 5 公募期間後の措置

当該公募期間中に借受けの申込みがなかった場合については、当該公募期間の終了後、先着順により申込みを受け付けます。(ただし、平成21年 3月31日(火)までの申込みが対象となります。)いずれの場合も借受人は、別途書類選考のうえ、決定するものとします。

#### 6 賃貸料等(平成20年度)

##### (1) 建物の所有を目的とする事業用定期借地権を設定する場合

10・15・20年の事業用定期借地権を設定する場合

##### ア 賃貸料

1平方メートル当たり月額344円

##### イ 賃貸借契約を締結した時に徴収する保証金

賃貸料の6箇月分に相当する額

##### (2) 建物の所有を目的としない場合

##### ア 賃貸料

1平方メートル当たり月額344円

##### イ 賃貸借契約を締結した時に徴収する保証金

賃貸料の6箇月分に相当する額

#### 7 応募資格

公募のしおりを参照のこと。

#### 8 公募のしおり及び申込用紙の配布期間及び配布場所

##### (1) 配布期間

平成21年 1月 8日(木)から随時

##### (2) 配布場所

神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号

神戸市役所本庁舎 1号館23階

神戸市みなと総局経営企画部企業誘致課

#### 9 申込みの受付場所及び問い合わせ先

神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号

神戸市役所本庁舎 1号館23階

神戸市みなと総局経営企画部企業誘致課

電話(078)322-5671(直通)

### 神戸市公告第520号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成21年 1月 8日から 4月以内に、神戸市に対

し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

平成21年 1月 8日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
大丸ピーコック明舞店  
神戸市垂水区狩口台 1丁目 1番地の 7

2 変更しようとする事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位 置	面 積
建物西側	42.25平方メートル
建物西側	316.00平方メートル
合 計	358.25平方メートル

(変更後)

位 置	面 積
建物西側	42.25平方メートル
建物 1階中央及び建物南側	328.00平方メートル
合 計	370.25平方メートル

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	容 量
建物南西側	8.68立方メートル
建物南西側	5.67立方メートル
合 計	14.35立方メートル

(変更後)

位 置	容 量
建物 1階南側	18.0立方メートル

3 変更する年月日

平成21年 3月 1日

4 変更する理由

兵庫県が策定した「明舞団地再生計画」を推進するため、当該店舗の荷さばき施設及び廃棄物等の保管施設を移設し、その跡地に、既存の公社賃貸住宅の住み替え受け皿住宅を整備する。

5 届出年月日

平成20年12月22日

6 縦覧期間

平成21年 1月 8日から平成21年 5月 7日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号

神戸市役所本庁舎 1号館 7階

神戸市産業振興局商業課

**神戸市公告第521号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき，農用地利用集積計画を次のように定めたので，同法第19条の規定により公告します。

平成21年 1月 8日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在，地番，地目及び面積  
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類，内容（土地の利用目的を含む。）始期，  
存続期間並びに借賃及びその支払の方法  
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件  
別表に定めるもののほか，次に定めるところによる。
  - (1) 借賃の支払猶予  
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は，災害その他やむを得ない事由のため，  
利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をす  
ることができない場合は，相当と認められる期日までその支払を猶予する。
  - (2) 借賃の減額  
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において，別表  
に定める借賃の額が災害その他不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第24条に  
規定する割合を超えることとなったときは，乙は，甲に対してその割合に相当する額にな  
るまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は，甲及び乙が協議して定  
めるものとし，その協議が調わないときは，農業委員会が認定した額とする。
  - (3) 解約権の留保の禁止  
甲及び乙は，別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。  
ただし，特別の事情があるときは，あらかじめ市と協議の上，所定の手続きを経て解約す  
ることができる。
  - (4) 転貸又は譲渡の禁止  
乙は，あらかじめ市と協議の上，甲の承諾を得なければ目的物を転貸し，又は利用権を  
譲渡してはならない。
  - (5) 修繕及び改良  
ア 甲は，乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用  
と責任において修繕する。ただし，緊急を要するときその他甲において修繕することが  
できない場合で甲の同意があったときは，乙が修繕することができる。この場合におい  
て，乙が修繕の費用を支出したときは，甲に対してその償還を請求することができる。  
イ 乙は，甲の同意を得て，目的物の改良を行うことができる。ただし，その改良が軽微  
である場合は，甲の同意を要しない。
  - (6) 租税公課等の負担  
ア 甲は，目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金，水利費その他の費用については，甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは，乙は，その満了の日から7日以内に，甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし，災害その他の不可抗力，修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については，乙は，原状回復の義務を負わない。

イ 乙は，目的物の改良のために支出した有益費については，その返還時に増価額が現存している場合に限り，甲の選択に従い，その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については，増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは，甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を，その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は，イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き，目的物の返還に際し，名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は，この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし，甲，乙及び市が協議の上，真にやむを得ないと認められる場合は，この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は，この農用地利用集積計画の定めるところに従い，目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は，甲，乙及び市が協議して定める。

## 別表

利用権の設定を受ける者(乙)		利用権の設定を受ける土地			利用権の設定を行う者(甲)		設定を受ける利用権					
氏名	住所	所在及び地番	地目	面積 (㎡)	氏名	住所	種類	内容(土地の利用目的を含む。)	始期	存続期間 (終期)	借賃 (年額)	借賃の支払の方法
松田 明	神戸市北区有野町二丁目562	神戸市北区有野町二丁目字中嶋713	田	1,106	丸澤 雅一	神戸市北区有野町二丁目649-1	賃借権	水田として利用	本公告の日	平成23年12月31日	15,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
西ノ上 敏男	神戸市北区道場町塩田78	神戸市北区道場町塩田字縄手763-1	田	2,540	塚本 肇	大阪府東大阪市徳庵本町3-5	賃借権	水田として利用	本公告の日	平成23年12月31日	35,560円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
		神戸市北区道場町塩田字縄手765-1	田	480							6,720円	
		神戸市北区道場町塩田字西塚1207-2	田	344							4,820円	
		神戸市北区道場町塩田字西塚1215	田	803							11,240円	
山西 保之	神戸市西区伊川谷町前開852	神戸市西区伊川谷町前開字伊勢才809	田	567	森本 世都子	神戸市西区伊川谷町前開799-1	賃借権	水田として利用	本公告の日	平成25年3月31日	7,600円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
森岡 達吉	神戸市西区押部谷町養田199-1	神戸市西区押部谷町養田字殿井101-1	田	2,330	大江 明美	加古郡播磨町野添南2丁目7	使用貸借による権利	水田として利用	本公告の日	平成25年3月31日		
長尾 和人	神戸市西区伊川谷町前開1039	神戸市西区伊川谷町前開字縄手904	田	2,953	長尾 良宣	神戸市西区伊川谷町前開1039	使用貸借による権利	水田として利用	本公告の日	平成30年3月31日		
		神戸市西区伊川谷町前開字縄手940-1	田	1,600								
		神戸市西区伊川谷町前開字縄手942-1	田	2,989								
		神戸市西区伊川谷町前開字新田山1040-1	畑	647							普通畑として利用	
		神戸市西区伊川谷町前開字新田山1047-1	畑	2,110								
		神戸市西区伊川谷町前開字思沙門1080-1	田	1,317							水田として利用	
		神戸市西区伊川谷町前開字室谷1245	畑	1,541							普通畑として利用	
		神戸市西区伊川谷町前開字土田井1606	田	1,644							水田として利用	
		神戸市西区押部谷町押部字西ノ垣内862	田	1,135								
稲垣 勝	神戸市西区美賀多台3丁目15-18	神戸市西区押部谷町和田字向井24	田	620	北井 武男	神戸市西区押部谷町和田350	賃借権	水田として利用	本公告の日	平成30年3月31日	43,300円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
		神戸市西区押部谷町和田字向井25	田	2,384	藤本 孝樹	神戸市西区押部谷町和田293-1	賃借権	水田として利用	本公告の日	平成30年3月31日	166,880円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。

## 神戸市公告第531号

当該開発区域(工区)の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
神戸市須磨区神の谷5丁目2番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神戸市兵庫区笠松通9丁目2番19号  
近畿菱重興産株式会社  
代表取締役 中尾 洋次郎
- 3 許可番号  
平成20年 8月28日 第5911号

## 神戸市公告第532号

当該開発区域(工区)の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市垂水区小束台868番37（3 2工区・7工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号  
山陽電気鉄道株式会社  
代表取締役社長 天野 文博
- 3 許可番号  
平成17年2月4日 第5439号  
（変更許可 平成17年3月2日 第899号）  
（変更許可 平成17年7月26日 第910号）

### 神戸市公告第533号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市西区檉野台2丁目25番1, 25番2, 25番3, 25番4, 25番5, 25番6, 25番7, 25番8, 25番9, 25番10, 25番11, 25番12, 25番13, 25番14, 26番1, 26番2, 26番3, 26番4, 26番5, 26番6, 26番7, 27番1, 27番2, 27番3, 27番4, 27番5, 27番6, 27番7, 27番8, 27番9, 28番1, 28番2, 28番3, 28番4, 28番5, 28番6, 28番7, 28番8, 28番9, 28番10, 28番11, 28番12, 28番13, 28番14, 30番1, 30番2, 30番3, 30番4, 30番5, 30番6, 30番7, 30番8, 30番9, 30番10, 31番1, 31番2, 31番3, 31番4, 31番5, 31番6, 31番7, 31番8, 31番9, 31番10, 31番11, 31番12, 31番13, 31番14及び41番の一部のうち3工区
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市中央区淡路町3丁目5番13号  
株式会社創建  
代表取締役 吉村 孝文
- 3 許可番号  
平成20年8月18日 第5903号

### 神戸市公告第534号

物品の売却について  
船舶係留用台船を入札に付します。

平成21年 1月20日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 入札に付する物件
  - (1) 入札番号 100
  - (2) 件名 「船舶係留用台船」売却
  - (3) 数量 1台
  - (4) 物件の概要

建造	平成2年3月
全長	30.00m
全幅	10.00m
全高	2.50m
吃水	1.50m
梁矢	0.10m
主材質	鋼

ただし、内容については諸記録を転記したものであり、錯誤等があっても、現地説明会での当該台船の現状有姿による確認を優先します。

(5) 物件の引渡し場所

神戸市中央区港島中町9丁目地先

(6) 現品引取期限

契約締結の翌日から起算して30日以内とします。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 次のいずれかに該当すると認められるものは、その事実があった後2年間一般競争入札に参加することはできません。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。

ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業許可、届出等を必要とするものについては、当該許可、届出等を有する者であること。

(4) 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けている者は、その指名停止期間は、一般競争入札に参加することはできません。

(5) 前4号に定めるもののほか、神戸市物品等競争入札参加資格の登録を受けていない者が、神戸市指名停止基準要綱に定める措置要件の一に該当するときは、その都度市長が定める期間は、一般競争入札に参加することはできません。

3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078 322 5159）

4 現品保管場所

神戸市中央区港島中町9丁目地先

5 現地説明の日時及び場所

平成21年2月5日(木)午前10時

現品保管場所において、物件につき説明を行います。

## 6 入札の日時及び場所

平成21年 2月13日(金)午前10時まで  
神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号  
神戸市役所本庁舎 3号館 3階  
神戸市行財政局財政部経理課

## 7 開札の日時及び場所

平成21年 2月13日(金)午前10時から  
神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号  
神戸市役所本庁舎 3号館地下 1階入札室

## 8 入札の方法

持参入札によるものとします。

## 9 入札に必要な書類の交付場所

神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号  
神戸市役所本庁舎 3号館 3階  
神戸市行財政局財政部経理課 (電話番号 078 322 5159)

## 10 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の10以上とします。ただし、神戸市契約規則第15条の指名競争入札の参加者の資格を有する者(以下「登録業者」という。)が入札する場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときは、入札保証金の納付を免除します。
- (2) 入札参加者は、入札保証金を、別に定める納付書により神戸市指定金融機関(三井住友銀行)へ納付し、その領収書を物品の買受入札書と併せて入札当日の午前10時までに行財政局財政部経理課へ提出してください。
- (3) 再度の入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度の入札における入札保証金の納付があったものとみなします。
- (4) 落札しなかった者の入札保証金は、所定の手続終了後返還するものとします。
- (5) 落札者の入札保証金は、契約金額納付確認後返還するものとします。

## 11 契約締結の手続き

落札者は、落札決定の日から5日以内に物品買受契約請書その他の必要な書類を提出し、かつ契約金を納付しなければなりません。

## 12 契約金等の納付方法

契約金及び入札保証金の納付は、現金又は銀行保証小切手によるものとします。

## 13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (8) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (9) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 14 その他

この入札は、船舶係留用台船の売却のため、当該入札に参加する者は古物商の許可は必要とはされませんが、落札者において金属くずとして取り扱う場合には、金属くず商の許可が必要となります。

### 神戸市公告第535号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を平成21年1月20日から平成21年2月3日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

平成21年1月20日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田立郎

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
神戸市の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所2号館4階  
都市計画総局計画部計画課

### 神戸市公告第536号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を平成21年1月20日から平成21年2月3日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

平成21年1月20日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田立郎

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画高度地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
神戸市の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所2号館4階  
都市計画総局計画部計画課

**神戸市公告第537号**

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を平成21年1月20日から平成21年2月3日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

平成21年 1月20日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画防火地域及び準防火地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
神戸市の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所2号館4階  
都市計画総局計画部計画課

**神戸市公告第538号**

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を平成21年1月20日から平成21年2月3日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

平成21年 1月20日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画特別緑地保全地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
< 金鳥山・十文字山特別緑地保全地区 >  
神戸市東灘区森北町7丁目、神戸市東灘区本山町田辺字ザフクゲ原  
< 一里山町特別緑地保全地区 >  
神戸市長田区雲雀ヶ丘3丁目  
< 高取池田宮町特別緑地保全地区 >  
神戸市長田区高取山町1丁目及び2丁目  
< 高取妙法寺特別緑地保全地区 >  
神戸市須磨区妙法寺字兀山及び字アチ口
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所2号館4階  
都市計画総局計画部計画課

**神戸市公告第539号**

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を平成21年1月20日から平成21年2月3日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

平成21年 1月20日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

## 1 都市計画の種類

神戸国際港都建設計画防砂の施設

## 2 都市計画を変更する土地の区域

< 六甲山系高橋川流域防砂の施設 >

神戸市東灘区森北町7丁目

< 六甲山系天上川流域防砂の施設 >

神戸市東灘区本山町田辺字ザフケ原

< 六甲山系住吉川流域防砂の施設 >

神戸市東灘区住吉山手9丁目

< 六甲山系石屋川流域防砂の施設 >

神戸市灘区鶴甲2丁目

< 六甲山系新湊川流域防砂の施設 >

神戸市長田区雲雀ヶ丘3丁目

< 六甲山系妙法寺川流域防砂の施設 >

神戸市長田区高取山町1丁目及び2丁目、神戸市須磨区妙法寺字兀山及び字アチ口

## 3 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所2号館4階

都市計画総局計画部計画課

**神戸市公告第540号**

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を平成21年1月20日から平成21年2月3日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

平成21年 1月20日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

## 1 都市計画の種類

神戸国際港都建設計画生産緑地地区

## 2 都市計画を変更する土地の区域

< 山田5生産緑地地区、山田6生産緑地地区及び山田7生産緑地地区 >

神戸市北区山田町上谷上字神ノ木

## 3 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号  
神戸市役所 2 号館 4 階  
都市計画総局計画部計画課

---

### 神戸市公告第541号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を平成21年1月20日から平成21年2月3日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

平成21年 1月20日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田立郎

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画下水道
  - 2 都市計画を変更する土地の区域  
< 神戸市公共下水道 >  
神戸市の一部
  - 3 都市計画の案の縦覧場所  
神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号  
神戸市役所 2 号館 4 階  
都市計画総局計画部計画課
- 

### 神戸市公告第542号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を平成21年1月20日から平成21年2月3日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

平成21年 1月20日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田立郎

- 1 都市計画の種類  
神戸国際港都建設計画公園
  - 2 都市計画を変更する土地の区域  
< 4 5 .15号井吹第 5 号公園 >  
神戸市西区櫛谷町谷口字岡ノ谷，谷口字南谷，谷口字南谷奥及び谷口字南谷口
  - 3 都市計画の案の縦覧場所  
神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号  
神戸市役所 2 号館 4 階  
都市計画総局計画部計画課
-

**神戸市公告第543号**

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を平成21年1月20日から平成21年2月3日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

平成21年1月20日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

**1 都市計画の種類**

神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業

**2 都市計画を変更する土地の区域**

<西神第2地区新住宅市街地開発事業>

神戸市西区井吹台東町1丁目、井吹台東町2丁目、井吹台東町3丁目、井吹台東町4丁目、井吹台東町5丁目、井吹台東町6丁目、井吹台東町7丁目、井吹台西町1丁目、井吹台西町2丁目、井吹台西町3丁目、井吹台西町4丁目、井吹台西町5丁目、井吹台西町6丁目、井吹台西町8丁目、井吹台北町1丁目、井吹台北町2丁目、井吹台北町3丁目、井吹台北町4丁目、伊川谷町井吹字苗代、字西山、字小池谷、字小池口、字深谷、字竹谷、字越前、字東室谷、字西室谷、字大戸口、字大戸奥、字登り立及び字花折、伊川谷町前開字室谷、伊川谷町別府字建山及び字辻ヶ内、櫛谷町菅野字城ヶ谷、字東山、櫛谷町谷口字南谷口、字南谷、字南谷奥、字真谷奥、字中山及び字岡ノ谷、櫛谷町池谷字光松、字山ノ谷、字城ヶ谷、字大谷及び字小谷、櫛谷町福谷字助広、字縁谷、字口縁谷、字五ヶ谷及び字三ツ松、櫛谷町寺谷字櫛谷並びに櫛谷町友清字宮下、字鎌ヶ谷及び字奥鎌ヶ谷

**3 都市計画の案の縦覧場所**

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所2号館4階

都市計画総局計画部計画課

**神戸市公告第544号**

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を平成21年1月20日から平成21年2月3日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

平成21年1月20日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

**1 都市計画の種類**

神戸国際港都建設計画地区計画

**2 都市計画を変更する土地の区域**

<西神第2地区地区計画>

神戸市西区井吹台東町1丁目、井吹台東町2丁目、井吹台東町3丁目、井吹台東町4丁目、井吹台東町5丁目、井吹台東町6丁目、井吹台東町7丁目、井吹台西町1丁目、井吹台西町2丁目、井吹台西町3丁目、井吹台西町4丁目、井吹台西町5丁目、井吹台西町6

丁目，井吹台西町 8 丁目，井吹台北町 1 丁目，井吹台北町 2 丁目，井吹台北町 3 丁目，井吹台北町 4 丁目，伊川谷町井吹字苗代，字西山，字小池谷，字小池口，字深谷，字竹谷，字越前，字東室谷，字西室谷，字大戸口，字大戸奥，字登り立及び字花折，伊川谷町前開字室谷，伊川谷町別府字建山及び字辻ヶ内，櫛谷町菅野字城ヶ谷，字東山，櫛谷町谷口字南谷口，字南谷，字南谷奥，字真谷奥，字中山及び字岡ノ谷，櫛谷町池谷字光松，字山ノ谷，字城ヶ谷，字大谷及び字小谷，櫛谷町福谷字助広，字縁谷，字口縁谷，字五ヶ谷及び字三ツ松，櫛谷町寺谷字櫛谷並びに櫛谷町友清字宮下，字鎌ヶ谷及び字奥鎌ヶ谷

3 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所 2 号館 4 階

都市計画総局計画部計画課

### 神戸市公告第545号

都市計画を決定したいので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告するとともに，当該都市計画の案を平成21年 1 月20日から平成21年 2 月 3 日まで公衆の縦覧に供します。

なお，市民及び利害関係人は，縦覧期間満了の日までに，当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

平成21年 1 月20日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

1 都市計画の種類

神戸国際港都建設計画地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

< 下谷上南山地区地区計画 >

神戸市北区山田町下谷上字南山，字大狼谷

3 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所 2 号館 4 階

都市計画総局計画部計画課

### 神戸市公告第546号

都市計画を変更したいので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告するとともに，当該都市計画の案を平成21年 1 月20日から平成21年 2 月 3 日まで公衆の縦覧に供します。

なお，市民及び利害関係人は，縦覧期間満了の日までに，当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

平成21年 1 月20日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

1 都市計画の種類

神戸国際港都建設計画地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

< 妙法寺駅東地区地区計画 >

神戸市須磨区妙法寺字口中山，杉原山，桜ノ界地，辻堂，辻堂山，中田，東畑，乗越及び万上畑

3 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所 2 号館 4 階

都市計画総局計画部計画課

## 区 役 所

### 神戸市長田区公告第42号

次の臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので，神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年 3 月規則第14号）第 5 条第 3 項の規定により公告します。

平成20年12月22日

神戸市長田区長 川 本 勝太郎

番号標に記載された番号	失効年月日	番号標の貸与を受けた者の住所及び氏名
神戸66 - 13神戸	平成20年12月22日	神戸市長田区片山町 5 丁目11 - 3 - 616 千葉 直治

### 神戸市長田区公告第43号

次の臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので，神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年 3 月規則第14号）第 5 条第 3 項の規定により公告します。

平成20年12月25日

神戸市長田区長 川 本 勝太郎

番号標に記載された番号	失効年月日	番号標の貸与を受けた者の住所及び氏名
神戸66 - 65神戸	平成20年12月25日	神戸市長田区駒が林町 3 丁目 - 15 - 16 福田 伊佐夫

## 選挙管理委員会

### 神戸市選告示第 8 号

神戸市選挙管理委員会委員長 藤本 浩史より，平成20年12月31日付をもって委員長の職を辞する旨の申出があったので，神戸市選挙管理委員会規程（昭和51年 8 月 1 日 神戸市選告示第 1 号）第 2 条第 2 項の規定による委員長の選挙を行った結果，平成21年 1 月 1 日付で次の者を委員長に選任した。

平成21年 1 月 5 日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 濱 本 りつ子

住 所 神戸市中央区東川崎町 5 丁目10番12号  
氏 名 濱本 りつ子

---

**神戸市選告示第9号**

神戸市選挙管理委員会規程（昭和51年 8月 1日 神戸市選告示第 1号）第 4条第 1項の規定により，平成21年 1月 1日付をもって，委員長の職務を代理する委員に次の者を指定した。

平成21年 1月 5日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 濱 本 りつ子

住 所 神戸市中央区熊内町 5 丁目 2 番35 - 101号  
氏 名 佐伯 育三